

< 障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ >

令和7年度

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

@ 小山市中央公民館

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていくための講座を開催しています。



精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆内 容 : 「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、
（予 定） 「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
※「栃木県障害者就業体験事業」と「障害者雇用・定着支援強化事業」の説明。
- ◆メリット : 講師が紹介する様々な事例を通じて、精神・発達障害についての知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間 : 90分程度（講義75分、質疑応答15分程度、休憩あり）を予定。
- ◆受講対象 : **企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。**
※ 現在、障害のある方と一緒に働いているかどうかは問いません。



9/12（金） 13：30～15：30 定員50名
小山市中央公民館（小山市立文化センター内）
 栃木県小山市中央町1-1-1

参加申し込み方法 （9月8日締め切り）

- ◆下記項目を記載の上、メールにて申し込みください。宛先：tochigishougai@mhlw.go.jp
 - ①事業所情報（事業所名・事業所住所）
 - ②申込み代表者情報（氏名・所属・電話番号）
 - ③参加者情報（参加者氏名全員分）

- ◆参加受付後2～3日で、「当日のご案内」を送信頂いたメール宛てにお送りいたします。

* 事業所単位での参加人数に制限はありません。複数名での参加も歓迎です。
 * 申し込みは先着順、定員になり次第締め切りとなります。

**ご留意
ください**

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

詳細やご不明な点は、下記のお問い合わせ先へ !!



栃木労働局 職業対策課 TEL : 028-610-3557